

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第6回）

放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第3回）

合同会合 議事概要

1. 日 時：平成31年3月20日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所：AP虎ノ門11階 C+Dルーム

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口専任部長（NHK）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、小野木構成員（NHK）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高畠構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、西牟田構成員（フジテレビ）、野瀬構成員（テレビ朝日）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、安田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山本構成員（日本ケーブルテレビ連盟）

<総務省>

奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、岡崎情報流通行政局総務課長、渋谷情報流通行政局情報通信作品振興課長、小林情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- (1) 事務局より、資料1に基づき、総務省ガイドラインフォローアップ調査の回答状況について説明が行われた。
- (2) 放送コンテンツ適正取引推進協議会より、資料2に基づき、放送コンテンツ適正取引推進協議会の取組等について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (3) 事務局より、資料3～12に基づき、ガイドラインの見直し等について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（下請法対象外の取引における書面の交付について）

- 下請法の対象外であっても、一定の場合に下請法と同様の書面等を交付することは下請事業者の保護に役立つと思う。下請法上の義務ではないので、ガイドライン上は「推奨」

にとどめるという説明になるが。

- 個人情報扱う場合も下請法と同様の書面等を交付することは、親会社と下請事業者で個人情報をやりとりする際、両者の間に委託の関係があることを明確にするという点で、下請事業者の保護になるのは疑いがない。また、海外での業務におけるリスクの負担は、下請事業者にとって非常に重要なので、下請事業者の保護になるのは間違いない。ガイドライン上、下請法対象外の取引においても、下請法と同様の書面等の交付を推奨することは、下請法の趣旨を汲んだものということではないか。
- 下請法と同様の書面等を交付することが下請事業者を保護するとして、何故事務局案の4つのケースが挙げられるのか分からない。親事業者から下請事業者などに個人情報が提供される際の書面の交付は、個人情報保護委員会のガイドラインにも記載があることから、個人情報保護のために要請しているのであって、下請事業者の保護のために行うといえるのか。

(製作委員会方式について)

- 以前、事務局も調査したとおり、ドラマであっても製作委員会方式が採用されることがあるので、ガイドライン上、製作委員会方式をアニメ製作だけに限定しないほうが良いと考える。
- 「局が一方的に二次利用の収益配分や二次利用許諾の窓口等の取引条件を取り決めることは、独占禁止法上、問題となりうるおそれがある」との記載について、圧倒的に局が優越的地位を濫用して窓口権を取っていると読めてしまうことを危惧しており、表現については相談させて欲しい。

(適正な取引価格の確保等について)

- 製作会社が働き方改革を進めていくためには、適正な取引価格を確保することが必要。働き方改革の実現には、製作スケジュールの延長や現場スタッフの増員が必要であり、結局は番組製作の予算を増やすことが不可欠だが、現実には上がっていない。特にドラマの製作現場の環境は非常に厳しい。局と知恵を出して、いかに効率的な働き方で品質を下げずに製作するかを考えないと業界の未来はない。適正価格を算定して、双方がお互いに納得した上で仕事に取り組んでいけるようなガイドラインになることを希望しており、今後もその方向で意見を述べたい。
- 働き方改革は非常に難しい問題で、局自身もこの4月からの法施行に向け懸命に準備を進めている。局は、業務委託する製作会社に対しては勤怠管理ができないが、局から製作会社に委託する業務が過大になって、製作会社の働き方改革に支障が出ないように留意するよう、経営側から指示が出ている。
- 働き方改革とは離れるが、放送産業全体として番組製作予算をどう増やすかに強い関心を持っている。本会議の枠を超える話だが、外国の放送番組（ドラマやバラエティ）の資金調達方法は、かなり劇場用映画に近づいている。
- 本年4月以降、働き方改革により製作に要する費用が上がるにもかかわらず、取引価格が従前のまま据え置かれ、通常支払われるべき価格よりも著しく下回る場合は、「買ったとき」に該当し得ると考える。よって、適正な取引価格の確保のためには、原価がいくらで、マンパワーはこの程度なのでこの金額で製作するというを書面で合意するの

が重要と改めて認識。十分な協議、十分な人工の確保、それに裏づけられた価格の設定が重要と考える。

- 本会議は、ルールを検討する場であり、プレーヤーがどうプレーするかは、検討の対象外と理解。その点を押さえた上言えば、働き方改革により、適正な取引価格をどう確保するかが重要なポイントになるが、放送の現行のビジネスモデルは、コンビニが24時間営業をやめていくのと同じく、見直しを迫られるのではないか。
- 放送のビジネスモデルをもう一度見直すべき時期に来ている。今までの放送事業は、NHKは受信料、民放は広告費で、ファーストラン（初回放送）で費用を回収するのが基本だったが、最近では、タイムシフトして何度も繰り返して視聴させるというビジネスモデルになっている。このようなビジネスモデルを世界的に展開しているのが、例えばネットフリックスである。

（いわゆる「完パケ逃れ」について）

- 完パケで局から製作会社に発注されて、著作権が製作会社に帰属すると理解していた番組が、局の方で費用の一部を負担することになり、その瞬間からこれは完パケではないので著作権は局に帰属することとなってしまったとの報告や相談を受けたこともある。
- 「完パケ逃れ」については、具体的に個別にお話をいただければ考えていきたい。
- 「完パケ逃れ」については、「発意と責任」をどう解するかということだが、作品について責任を負うことは、費用を負担したかどうかとは関係がないと理解。今後様々な事例が出てきた際に問題として検討していくことが必要になるだろう。
- 「完パケ逃れ」については、何らかの調査でデータが出てくるともう少し話が進むのではないか。
- 現行ガイドラインに「著作権の帰属については、製作実態も踏まえて判断することが適当である。例えば、放送事業者からプロデューサーが参加している場合でも、当該プロデューサーの参加が形式的な場合については、放送事業者と製作会社の「共同著作」等ではなく、「完全製作委託型番組」として、製作会社に著作権が帰属するとの判断もありうる」との記載がある。今後この記載で十分か判断する必要があると思うが、もう少し客観的な調査やデータがないと、詳しい記載にするのは難しいのではないか。

（概要版について）

- 下請法対象外の取引における書面の交付と局印税の件は、ガイドライン本体のみならず概要版にも掲載する方がよいのではないか。

（以上）